

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑤のうち昭和31年4月11日から同年6月29日までの期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船における資格喪失日に係る記録を昭和31年6月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年12月11日から19年6月1日まで
② 昭和19年11月24日から20年4月22日まで
③ 昭和21年9月11日から22年12月1日まで
④ 昭和25年7月20日から同年11月1日まで
⑤ 昭和31年4月11日から同年7月2日まで

全ての申立期間は、A船に乗船して底引き漁をしていた。船員手帳に申立期間の勤務が確認できるので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、申立人が保有している船員手帳によると、雇止年月日は昭和31年7月2日であることが確認できる。

また、照会することができた同僚は、「私は申立人と最後まで一緒に乗船していた。」と述べている上、オンライン記録では、当該同僚及びその他の同僚の資格喪失日は昭和31年6月29日となっていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和31年4月11日から同年6月29日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、昭和31年3月の船員保険被保険者名

簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①、②及び③について、申立人の供述から、申立人は一般漁船船員であったことがわかれるところ、船員保険法によると、一般漁船船員への船員保険の適用は昭和22年12月1日からとされ、申立期間①、②及び③は船員保険の適用前の期間とされている上、A船に係る船員保険被保険者名簿においても、同日より前に資格を取得している者は確認できない。

申立期間④について、申立人と同様に昭和25年7月20日に資格を喪失しているA船の乗組員は船長以下11人が確認でき、再乗船しなかった一人を除いた全員が同年11月1日に資格を再取得しており、A船の乗組員で船員保険の加入記録を確認できる者はいない。

申立期間⑤のうち、昭和31年6月29日から同年7月2日までの期間について、最後まで一緒に勤務したと述べている同僚も31年6月29日で資格を喪失していることから、申立人のみがある後も船員保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び申立期間⑤のうち昭和31年6月29日から同年7月2日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成8年10月から9年3月までを24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年9月30日まで
平成8年7月は産休により5日間欠勤したので出勤日数が20日未満である。そのため、5月と6月の2か月の報酬額で平成8年10月の定時改定をするべきところ、7月の報酬月額も含めて計算されて22万円とされている。正しい標準報酬月額である24万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は22万円と記録されている。

一方、申立期間当時の厚生年金保険法では、第81条の2及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合には、事業主の申出により、当該申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者について免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の育児休業期間中の保険料免除期間は、平成8年9月から9年3月までであることが確認できる。

また、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準報酬月額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に当該期間の正しい届出が行われていない場合であっても、正しい標準報酬月額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成8年10月から9年3月までに係る標

準報酬月額については、支払基礎日数が20日未満である7月を報酬月額算定の対象から除外し、5月及び6月に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額から、24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成9年4月1日から同年9月30日までの期間については、上記のとおり、当時の厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく育児休業期間中の保険料免除期間ではなく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 11 日から 38 年 10 月 9 日まで
② 昭和 39 年 1 月 5 日から 40 年 10 月 1 日まで

A社とB社に勤務した時の厚生年金保険期間が脱退手当金を受給したとされているが、受給した記憶がない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立てに係る二つの厚生年金保険加入期間はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

また、申立人の脱退手当金の支給される直前に加入していた事業所の厚生年金保険被保険者原票に記載されていた厚生年金保険被保険者番号は、厚生年金保険被保険者証番号払出簿で確認すると、全く別人の番号であり、当該番号では脱退手当金の請求はできない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、最初に就職した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年2月から6年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から7年1月31日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、平成5年2月からA社に係る標準報酬月額が41万円から28万円に下がっているが、同社から支給されていた報酬月額は下がっていない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録によると、当初、申立期間の標準報酬月額を、平成5年2月から6年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは44万円で記録していたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（7年1月31日）の後の同年2月23日付けで、5年2月から6年12月までの標準報酬月額を28万円に遡及して引き下げていることが確認できる。

また、事業主及び当時の社会保険担当者は、いずれも、社会保険事務所に社会保険料を滞納していたため標準報酬月額の遡及訂正処理を行った旨の供述をしている。

さらに、A社の商業登記簿謄本及び同社に係るオンライン記録を確認したところ、申立人を含む当時の役員のみ、平成7年2月23日付けで、5年2月から6年12月までの標準報酬月額を28万円に遡及して引き下げていることが確認できるが、当時の複数の役員は、いずれも、同社から標準報酬月額が引き下げられる話は聞いていない旨の供述をしていることから、事業主を除く当時の役員が標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していた状況はうかがえない上、事業主、当時の社会保険担当者及び複数の同僚は、

いずれも、申立人の仕事内容は設計であり、社会保険の事務には関与していない旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月23日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年2月から6年12月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、5年2月から6年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは44万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA事業所（現在は、B事業所）に半年間臨時事務補助員として入社し、同年10月1日から正社員としてC共済組合に加入したが、当時の庶務担当者の思い違いにより、資格喪失日を1日間違えて届けられたことから厚生年金保険期間に1か月の空白ができた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出のあった履歴書及び同事業所担当者の供述から、申立人は、A事業所に昭和44年9月30日まで継続勤務していたことが確認できる。

また、B事業所は、当時の賃金台帳等が無いため確認できないものの、半年雇用の契約をしているので、申立期間に係る厚生年金保険料を控除した旨の回答をしていることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和44年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間の前までは適用事業所となっているが、申立期間については適用事業所としての記

録が無い。しかし、同事業所は地方公共団体であることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおりA事業所は昭和44年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA事業所（現在は、B事業所）に半年間臨時事務補助員として入社し、同年10月1日から正社員としてC共済組合に加入したが、当時の庶務担当者の思い違いにより、資格喪失日を1日間違えて届けられたことから厚生年金保険期間に1か月の空白ができた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出のあった履歴書及び同事業所担当者の供述から、申立人は、A事業所に昭和44年9月30日まで継続勤務していたことが確認できる。

また、B事業所は、当時の賃金台帳等が無いため確認できないものの、半年雇用の契約をしているので、申立期間に係る厚生年金保険料を控除した旨の回答をしていることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和44年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間の前までは適用事業所となっているが、申立期間については適用事業所としての記

録が無い。しかし、同事業所は地方公共団体であることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおりA事業所は昭和44年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②についてはA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和23年5月15日に訂正し、申立期間③については、C社における資格取得日に係る記録を昭和31年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については600円とし、申立期間③の標準報酬月額については1万8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間②について、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間③について、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から21年1月1日
② 昭和23年5月15日から同年7月25日
③ 昭和31年6月1日から同年11月7日

私は、申立期間①についてはA社D工場に、申立期間②についてはA社B営業所(現在は、A社)に、申立期間③についてはC社(現在は、E社)にそれぞれ継続して勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無い。申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社が保管する厚生年金保険被保険者名簿の記録及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和23年5月15日に同社D工場から同社B営業所に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社B営業所における昭和23年7月の社会保険事務所(当時)の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、雇用保険の記録及び同僚の供述より、申立人はC社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同じ営業として一緒に入社したと述べる同僚及び当該同僚が一緒に入社したと述べる申立人以外の営業の同僚は、いずれも申立期間③に厚生年金保険の加入記録があることから判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、昭和31年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る申立どおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、申立人に係る被保険者報酬月額算定基礎届も提出されるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主が昭和31年11月7日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間③に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社から提出のあった資料により、当時の従業員は昭和20年9月30日で一斉解雇されたことが確認できる。

また、年金事務所の記録によると、A社D工場は昭和20年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、21年1月1日に新たに適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成14年2月から同年8月までは44万円に、同年9月から15年5月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年2月1日から15年6月25日まで
申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い標準報酬月額になっているので、訂正してほしい。
（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成14年2月から同年8月までの期間は44万円、同年9月からは38万円と記録されていたところ、平成15年2月25日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額が遡って減額訂正処理されており、申立人の標準報酬月額は9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、同僚のうち一人は、「会社倒産の数箇月前、あるいは1年前だったかもしれないが、事業主が社会保険事務所に保険料減額の相談に行ったとの話を聞いたことがある。」と供述している。

さらに、申立人から提出のあった平成15年度市民税・県民税納税通知書によると、平成14年において遡及訂正前の標準報酬月額に相当する報酬の支払及び保険料控除があったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成15年2月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認めら

れない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の14年2月から15年5月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、14年2月から同年8月までは44万円に、14年9月から15年5月までは38万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和20年4月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年4月1日まで

私は、昭和20年4月1日から船舶運営会のA社（現在は、B社）所属の船舶に乗船したが、船員保険の加入記録によると、資格取得日が21年4月1日となっている。申立期間に勤務していたことは間違いないので、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において乗船したとするA社のC船に係る船員保険被保険者名簿に、申立人が当時一緒に乗船したと記憶している同僚の被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間において同船に乗船していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和21年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得した記録となっているが、A社所属の船員保険被保険者名簿には、申立人の船員保険被保険者資格取得日は記載されておらず、21年4月1日の日付は、月額変更のものとして記載されていることから、それ以前に資格取得していたことがうかがわれる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳についても、C船に係る資格取得日は記載されておらず、申立人が資格取得をしたとされている昭和21年4月1日の日付は、変更欄の3段目に追記されているなど不自然な処理がなされていることから、オンライン記録の資格取得日の根拠及び妥当性は不明であり、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録管理が適切に

行われていなかったと考えられる。

さらに、基礎年金番号に統合されていない、申立人と氏名が一字違いで生年月日と同じ船員保険被保険者台帳（資格取得日は昭和 20 年 4 月 1 日、資格喪失日は不明）が確認でき、一字違いの一字も崩し字であれば合致することから申立人の記録と認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人に係る船員保険の被保険者記録であり、申立人の A 社における資格取得日は昭和 20 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の船員保険被保険者記録から、100 円（第 5 級）とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月1日から33年4月20日まで

私は、A事業所に勤務した時の厚生年金保険期間が脱退手当金を受給したとされているが、請求した記憶も受給した記憶もない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日前2年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性7名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できるのは申立人を含め二人だけであることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、最初に就職した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 21 日から 39 年 11 月 19 日まで
私は、平成 14 年に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、申立期間については既に脱退手当金として支給済みの記録であることを初めて知った。脱退手当金制度があることを知らない上、脱退手当金を受給した記憶もない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、昭和 40 年 3 月 31 日に脱退手当金が支給されたことが記載されており、オンライン記録と一致する上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

申立人は、昭和 13 年 4 月に A 社に入社、途中軍隊に召集された期間を除いて、20 年 10 月 31 日まで勤務していた。しかし、年金記録によると、19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得したこととなっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 13 年 4 月に A 社に入社、途中軍隊に召集された期間を除いて、20 年 10 月 31 日まで勤務していたと述べている。

しかしながら、申立期間は、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では筋肉労働者の男子工員のみが被保険者とされるところ、同社 B 工場に係る書き換え前の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認すると、申立人を含む多数の者に○改の記載があるが、これは、労働者年金保険法が厚生年金保険法（19 年法律第 21 号）に制度改正（19 年 6 月 1 日施行）され、事務職員を含む男女労働者に適用対象者の範囲が拡大されることにより、新たに被保険者となったことを示すものであり、申立人には○改と記載されていることが確認できることから、労働者年金保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

また、申立人の妻は、申立人は旧制中学校を卒業後、C 工業学校第 2 部に進み、その後、同社 D 工場勤務、途中軍隊に召集されたが、召集解除後は、同社 B 工場現場の製造完成品の検査業務の組長だった旨述べていることから、申立人は労働者年金保険の適用対象者ではなかったものと

考えられる。

さらに、E県F部G課発行の軍歴証明書によると、申立人は労働者年金保険法施行前の昭和14年12月10日にH連隊に入営、19年2月7日にI陸軍航空廠に転属、同年3月15日に召集解除となっていることが確認できる。

加えて、申立人の妻は、申立人の同僚の氏名を記憶していない上、会社には、申立人に係る人事記録や賃金台帳などの資料は残されていないことから、申立人の勤務実態や労働者年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間における勤務実態や労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 22 日から 37 年 3 月 25 日まで
申立期間について、既に脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の表面には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されており、同原票の裏面には「脱」の表示とともに、脱退手当金の支給対象期間、月数、支給金額が記されており、記載内容はオンライン記録と一致する上、他の脱退手当金受給者にも同様の事跡が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給日が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年6月22日であることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月 1 日から 53 年 6 月 24 日まで
② 昭和 57 年 1 月 28 日から同年 7 月 28 日まで
③ 昭和 59 年 4 月 2 日から同年 10 月 2 日まで

私は、申立期間①について、A社B工場に勤務しており、申立期間②及び③については、C社（現在は、D社）E工場に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に照会を行ったところ、同社は申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険被保険者の資格取得は確認できない旨の回答をしている。

また、F年金基金が保有する加入者台帳によれば、申立人のA社での加入は昭和60年9月17日から61年3月22日までの期間のみであることが確認できる上、同基金は、この加入記録以外に申立人の加入記録は無い旨の回答をしている。

さらに、申立人は同僚を記憶していないため、申立期間当時の勤務実態について情報を得ることができず、申立人が自身の勤務期間について確認してほしいと申述する者に聴取しても、申立期間に当該事業所で勤務していた旨の供述を得ることができなかった。

加えて、A社に係る申立人の雇用保険記録は昭和60年9月17日から61年3月22日までの期間のみ確認でき、申立期間における雇用保険記録は無い。

申立期間②及び③について、D社に照会を行ったところ、同社が保有する人事記録によれば、申立人の勤務期間は昭和55年9月18日から56年

3月17日までの期間及び56年7月28日から57年1月27日までの期間
だけであり、申立期間における在籍記録は見当たらない旨の回答をしてい
る。

また、G年金基金は、申立人のD社における加入記録は昭和55年9月
18日から56年3月17日までの期間及び同年7月28日から57年1月27
日までの期間だけであり、申立期間の加入記録は無い旨の回答をしている。

さらに、申立人は同僚を記憶していないため、申立期間当時の勤務実態
について情報を得ることができなかった。

加えて、雇用保険記録も上記の2期間が確認でき、申立期間における雇
用保険記録は無い。

また、申立期間③については国民年金の申請免除期間となっていること
が確認できる。

このほか、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ
いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金
保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな
い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで
私は、申立期間についてA学校に講師として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（申立期間当時は、C事業所）の回答及び同僚の供述から、申立人は、申立期間に同事業所管轄のA学校で講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間頃に、申立人及び同僚の供述等から多数の臨時講師が勤務していたことがうかがえるが、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和 52 年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は11人（延べ12人）しかおらず、そのうち連絡のとれた9人に職種を確認したところ、臨時講師をしていたと述べる者は一人のみである上、申立人が記憶する、同期の臨時講師についても厚生年金保険の加入記録が無いことから、B事業所では、当時、講師について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが分かる。

また、B事業所は、社会保険関係の書類や賃金台帳等は、保存期間経過により廃棄しており、申立人の同事業所における厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において、申立人の名前は無く、健康保険整理番号は順番に払い出されており、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。